

○中央区心身障害者福祉手当条例

昭和四十七年三月三十一日

条例第五号

中央区心身障害者福祉手当条例

(目的)

第一条 この条例は、心身に障害のある者について心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成一一年条例七号〕）

(用語の定義)

第二条 この条例において「心身障害者」とは、別表に定める基準に該当するものをいう。

2 この条例において「扶養義務者」とは、二十歳未満の心身障害者を扶養する（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。）者をいう。

（一部改正〔平成一二年条例三三号〕）

(支給要件)

第三条 手当は、心身障害者であつて、中央区の区域内に住所を有するものに支給する。ただし、心身障害者となつた年齢が六十五歳以上の者及び心身障害者となつた年齢が六十五歳未満の者で六十五歳に達する日の前日までに次条の規定による認定の申請を行わなかつたもの（区規則で定める事由により申請を行わなかつたものを除く。）には支給しない。

2 前項ただし書の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

一 中央区児童育成手当条例（昭和四十六年十月中央区条例第二十二号）に定める保護者が、その者に係る同条例に基づく障害手当の支給を受けているとき。

二 区規則で定める施設に入所しているとき。

三 心身障害者又は扶養義務者の前年の所得（一月から七月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて区規則で定める額を超えるとき。

3 前項第三号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、区規則で定める。

（一部改正〔昭和四九年条例一八号・平成一一年七号・一二年三三号〕）

(受給資格の認定)

第四条 この手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、認定を受けなければならない。

(受給資格の喪失)

第五条 前条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、受給資格を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 中央区の区域内に住所を有しなくなつたとき。
- 三 前各号のほか、手当を支給すべき事由が消滅したとき。

2 偽りその他不正の手段により受給資格を取得した者があるときは、区長は、その者にかかる認定を取り消すことができる。

(手当の額)

第六条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき一万五千五百円(次の各号のいずれかに該当する者にあつては、一万二百円)とする。ただし、中央区おとしより介護応援手当条例(平成十五年三月中央区条例第八号)に基づくおとしより介護応援手当の支給を受けているときは、一月につき一万二百円とする。

- 一 別表第一号に定める基準で、精神発育の遅滞の程度が軽度のもの
- 二 別表第二号に定める基準で、身体の障害の程度が三級のもの

(一部改正〔昭和四八年条例一〇号・四九年一八号・五〇年三三号・五一年三一号・五二年七号・三一号・五三年二七号・五五年二二号・五六年二五号・五七年三五号・五八年一六号・五九年二四号・六〇年二六号・六一年三二号・六二年三二号・六三年四三号・平成元年二七号・二年一九号・三年一二号・四年九号・一二号・五年六号・六年八号・七年六号・八年五号・一五年八号〕)

(支給期間)

第七条 手当は、第四条の規定により受給資格の認定を申請した日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

(支給始期の特例)

第八条 前条の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める月から手当を支給する。

- 一 第三条に規定する支給要件に該当する者が東京都の区域内の他の特別区または市町村においてこの条例による手当と同種の手当の支給を受けていた場合において、当該同種の手当の支給を受けた最後の月の翌月から三月以内に受給資格の認定を申請したとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月
- 二 災害その他やむを得ない事由により受給資格の認定の申請をすることができなかつ

た場合において、その事由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき 当該やむを得ない事由が生じた日の属する月。ただし、東京都の区域内の他の特別区または市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けていた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(一部改正〔昭和四九年条例一八号〕)

(支払期月)

第九条 手当は、毎年四月、八月および十二月の三期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔昭和四九年条例一八号〕)

(未支払の手当)

第十条 受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当でまだ支払っていないかつた手当があるときは、区長が適当と認める同居の親族その他の者にその未支払の手当を支払うことができる。

(手当の返還)

第十一条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第十二条 受給者は、受給資格の得喪変更に関する事由が生じたときは、すみやかにその旨を区長に届け出なければならない。

(状況調査)

第十三条 区長は、必要があると認めたときは、受給者または同居の親族に対し報告を求め、または生活状況等について調査を行なうことができる。

(追加〔昭和四九年条例一八号〕)

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

(一部改正〔昭和四九年条例一八号〕)

付 則

- 1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 2 昭和四十七年九月三十日までに受給資格の認定を申請した者については、昭和四十七年四月一日に第三条に規定する支給要件に該当する者にあつては同日に、同日後に支給要件に該当するに至つた者にあつては、その該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

付 則（昭和四八年四月一日条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四九年九月三〇日条例第一八号）

- 1 この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十年二月二十八日までに認定の申請をした者については、昭和四十九年十月一日に第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五〇年一〇月一日条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年十月一日以後の月分から適用する。

附 則（昭和五一年一〇月一日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年十月一日以後の月分から適用する。

附 則（昭和五二年四月一日条例第七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第六条の各号の一に該当する者で、昭和五十二年七月三十一日までに受給資格の認定を申請したものについては、昭和五十二年四月一日に新条例第三条に規定する支給要件に該当していた者にあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

附 則（昭和五二年一〇月一日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年十月一日以後の月分から適用する。

附 則（昭和五三年一〇月二日条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十三年十月分の手当から適用する。

附 則（昭和五五年一〇月一日条例第二二号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年十月分の手当から適用する。

附 則（昭和五六年一〇月一日条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十六年十月分の手当から適用する。

附 則（昭和五七年一〇月一日条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十七年十月分の手当から適用する。

附 則（昭和五八年一〇月一日条例第一六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十八年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五十九年一〇月一日条例第二四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十九年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六〇年一〇月一日条例第二六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六十一年一〇月一日条例第三二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十一年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六二年一〇月一日条例第三二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十二年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六三年一〇月一日条例第四三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十三年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年一〇月一日条例第二七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成元年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成二年一〇月一日条例第一九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成二年九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成三年三月一六日条例第一二号）

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 平成三年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成四年三月三十一日条例第九号）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 平成四年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成四年一二月三十一日条例第一二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日条例第六号）

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 平成五年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日条例第八号）

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 平成六年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成七年三月二二日条例第六号）

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 平成七年三月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成八年三月二九日条例第五号）

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 平成八年三月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成一一年三月二三日条例第七号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月三〇日条例第三三号）

- 1 この条例は、平成十二年八月一日から施行する。
- 2 平成十二年七月以前の月分の心身障害者福祉手当に係る支給要件については、なお、従前の例による。
- 3 この条例による改正前の中央区心身障害者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）により心身障害者福祉手当の支給を受けた者及び東京都の区域内の他の特別区又は市町村において旧条例による心身障害者福祉手当と同種の手当の支給を受けた者については、改正後の中央区心身障害者福祉手当条例第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

附 則（平成一五年三月二〇日条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

別表（第二条・第六条関係）

（一部改正〔平成一一年条例七号〕）

- 一 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が軽度以上であるもの
- 二 身体障害者であつて、身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、三級以上であるもの
- 三 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者

